

事故時の措置の対象物質一覧

事故時の措置の対象物質		【参考】 大津市下水道条例に基づく排除基準
水質汚濁防止法施行令第二条第一号から二十五号及び二十八号	1 カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L以下
	2 シアン化合物	0.1 mg/L以下
	3 有機燐化合物	検出されないこと
	4 鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
	5 六価クロム化合物	0.05 mg/L以下
	6 砒素及びその化合物	0.05 mg/L以下
	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下
	8 ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下
	9 トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	10 テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	11 ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
	12 四塩化炭素	0.02 mg/L以下
	13 1,2 - ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
	14 1,1 - ジクロロエチレン	1 mg/L以下
	15 シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
	16 1,1,1 - トリクロロエタン	3 mg/L以下
	17 1,1,2 - トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
	18 1,3 - ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
	19 チウラム	0.06 mg/L以下
	20 シマジン	0.03 mg/L以下
	21 チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
	22 ベンゼン	0.1 mg/L以下
	23 セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下
	24 ほう素及びその化合物	10 mg/L以下
	25 ふっ素及びその化合物	8 mg/L以下
	26 1,4 - ジオキサン	0.5 mg/L以下
ダイオキシン類	10 pg/L以下	
水質汚濁防止法施行令第三条の四各号	原油	鉱油類 5 mg/L以下 動植物油脂類 30 mg/L以下 ※ノルマルヘキサン抽出物質含有量として
	重油	
	潤滑油	
	軽油	
	灯油	
	揮発油	
	動植物油	